資料

アメリカ合衆国憲法修正第11条

The Judicial power of the United States shall not be construed to extend to any suit in law or equity, commenced or prosecuted against one of the United States by Citizens of another State, or by Citizens or Subjects of any Foreign State.

アメリカ外国主権免除法 28 U.S.C. § 1603

(a) A "foreign state"..., includes a political subdivision of a foreign state or an agency or instrumentality of a foreign state...

ムルアカ問題

毎日新聞2002年2月28日

鈴木宗男衆院議員のコンゴ人私設秘書、ジョン・ムウェテ・ムルアカ氏をめぐる疑惑が、 国会で取り上げられている。27日は、コンゴ民主共和国の駐日臨時代理大使人事をめぐる トラブルへの関与が浮上した。背後には鈴木氏の影がちらついており、北方四島支援事業入 札介入疑惑とともにクローズアップされてきた。

ムルアカ秘書は「駐日コンゴ民主共和国大使館通商代表機関代表」の名刺を持ち歩いており、野党側は「外国の外交官が、官房副長官だった鈴木氏の秘書ならスパイ行為。外交官でないならば官名詐称」と追及。外務省はムルアカ氏を外交官と認定しておらず、鈴木氏も「外交官だという認識はなかった」とした。

毎日新聞3月13日

外務省のコンゴ当局への照会にコンゴ外務・国際協力省が8日付で口上書を作成、11日にキンシャサの日本大使館に届けた。それによると、94年11月16日にムルアカ氏に正規の公務員用の公用旅券が発行されたが、内戦の末、反政府勢力が武力で政権を奪取しザイールからコンゴへ国名が変更されたのに伴い、98年12月に失効。その後作成されたとされるムルアカ氏の外交旅券について、コンゴ政府は「偽造文書であることが判明した」との見解を示した。

外務省は、偽造とされた旅券は00年1月に発行され、キンシャサ発給とされながら、東京の大使館の公印が使用されていることを明らかにした。当時、大使館にはムルアカ氏と近い臨時代理大使が着任しており、同省は偽造とした理由をコンゴ政府に照会中だ。

カナダ 日本大使館員飲酒運転

日本経済新聞2002年4月4日

カナダ日本大使館は三日、同大使館員がオタワ市内で飲酒事故を起こし、大使館が外交特権によって訴追を免れる措置をとったことを明らかにした。

カナダでは最近、ロシアの外交官が飲酒死亡事故を起こしながら訴追されなかったケース があり、相次ぐ特権行使にメディアなどから批判が出ている。

日本大使館の説明によると、この館員は三月二十三日未明、自家用車を運転中に交差点で信号柱に衝突。駆け付けた警察官に館員は飲酒運転だったことを認めた。

その後、大使館側はカナダ外務省の指針「外交官特権を放棄しない場合」の規定に従って、 この館員が今後一年間運転しないとの大使名の誓約書を四月二日付で同外務省に提出。さら に館員の運転免許証も同日付で返納した。